

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第458号）

〔出張記録不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和7年9月2日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和5年2月16日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時公開の〇〇新聞オンライン記事（URL略）について

- a 当該男性教諭が作成した教材全て
- b aのうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
- c 記事の〇〇年に男子生徒（当時〇〇歳）が自殺し、遺族が府に損害賠償を求めた訴訟が、〇〇高校に関するものであることが分かる資料
- d 〇〇年度の〇〇高校教員名簿（〇〇科担当者のみでよい）
- e 当該男性教諭が発令した研修内容が分かるもの
- f 当該男性教諭がcの遺族に面会した際の出張記録
- g 当該男性教諭がcの遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
- h 暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
- i 当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
- j 当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状
- k 当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
- l 遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容がわかるもの
- m 教え子から寄せられた応援のメッセージの全て

- 2 同年3月1日、実施機関は、本件請求のうちcについて、条例第13条第2項の規定により、公開請求拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月2日、実施機関は、本件請求のうちd、f並びにa、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、以下のとおり対応した。

- （1）dについて、条例第13条第1項の規定により、公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- （2）fについて、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「請求の行政文書を作成も保存もしていない」との理由を付して審査請求人に通知した。

- (3) a、b、e、g、h、i、j、k、l及びmについて、「公開請求に係る対象文書の特定に当たり、確認対象となる行政文書が大量かつ多岐にわたることが見込まれ、当初の公開決定等の期限までに通知することで、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがある」との理由を付して、条例第14条第2項の規定により決定期間を延長し、審査請求人に通知した。

4 同月17日、実施機関は、本件請求のうちa、b、e、g、h、i、k、l及びm並びにjについて、以下のとおり対応した。

- (1) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材を除き、同教諭が自ら管理している全ての教材）について、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、「条例第2条第1項に該当していない。男性教諭が自ら管理している教材は、実施機関の職員が組織的に用いるために当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用、保存されている状態として管理しておらず、行政文書とはいえない」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (2) aの一部（当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材）、b、e、g、h、i、k、l及びmについて、対応する行政文書を別紙のとおり特定し、条例第13条第2項の規定により、非公開決定を行い、「条例第8条第1項第4号に該当する。当該請求に係る行政文書は、人事管理の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものである」との理由を付して審査請求人に通知した。
- (3) jについて、対応する行政文書として、「当該教諭が〇〇年〇〇月に訴訟を起こした際の訴状」を特定し、条例第13条第1項の規定により、下記アに掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定を行い、下記イのとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

ア 公開しないことと決定した部分

- (ア) 原告の氏名、訴訟事件の番号等個人の特定につながる事項
- (イ) 争訟事務に関する情報

イ 公開しない理由

- (ア) 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書のうち、公開しないことと決定した部分に記録された情報は、原告及び関係者の氏名等、個人の特定につながり得る情報が記載されており、これらは、特定の個人が識別され得る個人のプライバシーに関わる情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

- (イ) 条例第8条第1項第4号に該当する。

実施機関が行う争訟事務に関する情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

- 5 同年4月13日、審査請求人は、前記2の決定及び前記3（1）の決定を除く本件請求に係る4件の決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し4件の審査請求を行った。

本答申は、前記第二の3（2）の不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について判断するものである。

第三 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消し、行政文書を公開する」との決定を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

新聞報道には、当該男性教諭は「遺族に対して手紙を手渡した」とある。また、同教諭に課せられた研修は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）によるものと考えられる。

よって、「遺族に対して手紙を手渡した」行為が公務であれば、その出張命令が存在するのは自明であるから、不存在はあり得ない。一方、「遺族に対して手紙を手渡した」行為が公務ではないのであれば、公務外の行動に対して公務上の研修命令が出されることはあり得ないことであり、この場合は研修命令が違法であることになるため、これは考えにくい。

したがって、不存在はあり得ない。

2 反論書における主張

旅行命令等が存在しないということは、すなわち「遺族に対して手紙を手渡した」行為は公務によるものではないのであるから、そのことを理由にして研修命令が出されることはあり得ない。したがって、旅行命令等が存在することは当然であるので、公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

出張とは、職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること（職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）第2条第1項第3号）であり、旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者の発する旅行命令等によって行われなければならない（旅費条例第4条第1項）。

本件請求のうちfの情報は、旅行命令等によって出張した記録であるが、調査の結果、旅行命令等の存在は確認できず、本件決定に至ったものである。

3 結論

本件決定は妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

- (1) 本件請求のうちfにおいて公開が求められているのは、「当該男性教諭が〇〇年に自殺した男子生徒（当時〇〇歳）の遺族に面会した際の出張記録」である。

出張とは、「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること」をいい（職員の旅費に関する条例第2条第1項第3号）、「旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない」（同条例第4条第1項）ところ、当該旅行命令等の記録が審査請求人のいう出張記録に該当する。

府の事務において、出張は、同条例の定めるところにより旅行命令権者の発する旅行命令等がない限り、行われることはない。

当該男性教諭に対する〇〇年に自死した同校の男子生徒の遺族に面会する目的での旅行命令等の存在が確認できない以上、審査請求人が公開を求める行政文書が存在しないのは当然であり、本件決定に不合理な点はない。

- (2) 審査請求人は、「遺族に対して手紙を手渡した」行為が公務であれば、その出張命令が存在するのは自明であるから、不存在はあり得ず、公務でないのであれば、公務外の行動に対し公務上の研修命令が出されることはあり得ないことで研修命令が違法であることになるため、これは考えにくい、したがって不存在はあり得ない旨主張する。

しかしながら、本件決定に不合理な点がないことは前記（1）のとおりであって、審査請求人の主張は当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

別紙

	実施機関が特定した行政文書の名称
a の一部	当該男性教諭が作成した教材全てのうち、実施機関あるいは校長などが組織として把握している全ての教材
b	a のうち、実施機関が不適切とした教材が分かる資料、また、不適切とした理由や根拠が分かるもの
e	当該男性教諭に発令した研修内容が分かるもの
g	当該男性教諭が c の遺族に面会した際に手渡した文書の内容が分かるもの
h	暗号資産の投資詐欺の被害に遭った若い女性が自殺したことを伝える新聞記事を試験で出題した際の内容
i	当該教諭からの聞き取りや授業の観察を行った際の記録全て
k	当該教諭を実施機関が不適切とした際の会議の議事録、また、不適切とする場合のマニュアル一式
l	遺族から受領した「しっかりと向き合ってくれて、心から感謝します」との手紙の内容が分かるもの
m	教え子から寄せられた応援のメッセージの全て